平成 27 年 4 月 15 日発行第 460 号　毎月1回 15 日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

4
2015

No.460

来春再見（宇都宮市）

マスコットキャラクター
アドちゃん

©海井研一郎

http://www.gt9.or.jp/gyosei

栃木県行政書士会

栃木県行政書士会会報誌
行政書士とちぎ

2015年
4月号
CONTENTS

1 目次、今月の表紙の一言
2 三士会宇都宮市長訪問
栃木県信用組合協会と中小企業等支援に関する業務提携
3 「土地分譲による開発行為許可申請」の研修会開催
平成２６年度「登録事前相談会」開催
申請取次行政書士の動向
4 おじゃましま～す！
交差点（(一社）コスモス市民公開講座開催）
5 支局かわら版（芳賀）
交差点（第２６回全国女性行政書士交流会開催のお知らせ）
6 支局情報（那須)、木もれび
7 栃木県行政書士会カレンダー（5月)、日行連だより
8 業務連絡
１１ 財務経理部からのお知らせ
１２ 広告
１３ 職務上請求書の販売に関するお知らせ
日行連 中央研修所の研修サイトをご存知ですか？
１４ 会員の動き
特定行政書士法定研修について

No. 460

今月の表紙の一言

「来春再見」（宇都宮市）

今月の表紙の写真は、昨年の宇都宮市市民芸術祭の入選作品で、タイトルは「来春再見」です。撮影場所は、宇都宮市内の慈光寺です。このお寺の桜は、「赤門のサクラ」と呼ばれていて、宇都宮市の指定天然記念物になっています。参道の石の欄子に食い込むように立っているヒガンザクラは、市内では最も早く咲くサクラです。例年３月下旬から４月上旬にかけて開く濃いピンクの花は見事で、春を告げるサクラとして市民に親しまれています。平成元年（１９８９）「とちぎの名木１００選」に選ばれています。

以上、うつのみやシティガイド協会の大鹿がお伝えしました。

O.K.S.N.写仲　宇都宮支部　大鹿幸雄

三士会宇都宮市長訪問

３月２４日（火）三士会（栃木県行政書士会、栃木県司法書士会、栃木県土地家屋調査士会）の

三会長は、栃木県行政書士議員連盟諏訪副会長を同行し、宇都宮市長に「改製原戸籍附票等に関する要望書」を提出しました。

要望書は、過去に一回提出した経緯がありますが（平成２５年１２月２日提出し翌年８月２６日回答）、諸般の事情により交付に至りませんでした。しかし今回は、現在ある改製原戸籍附票等（除住民票）を５年経過以降も交付をお願いするものです。

改製原戸籍附票等（除住民票）は、登記簿の所有者と現住所を繋ぐもので、我々の業務遂行に当たって、非常に重要な疎明資料の一つです。

（制度推進部　前澤眞一）

栃木県信用組合協会と中小企業等支援に関する業務提携

３月１８日（火）真岡信用組合において、栃木県信用組合協会と本会との間で「中小企業支援に関する業務提携覚書」を締結しました。

これは、平成２４年夏に日本政策金融公庫宇都宮支店、佐野支店と結んだ覚書、そして昨年１０月に足利銀行と結んだ覚書を基本とし、中小企業支援だけでなく信用組合ならではの個人支援も盛り込んだ覚書となります。

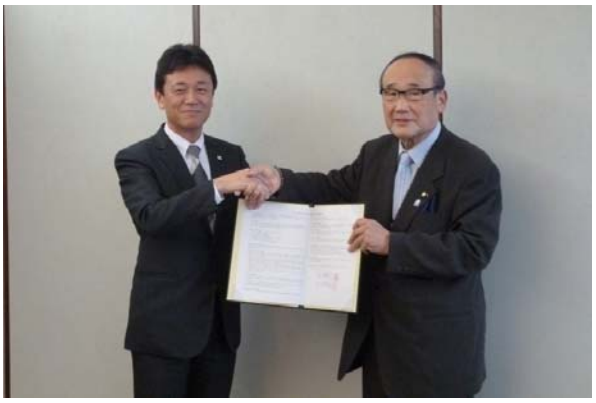

栃木県信用組合協会からは真岡信用組合理事長でもある塚田義孝会長、同じく真岡信用組合専

務理事の小川朗夫監査役が出席し、当会からは須永会長以下３名の役員が出席しました。

両会長からのあいさつでは、今後の協力によって地域、地元から県内各地を活性化していきたい旨のお言葉があり、笑顔の中にも堅い握手を交わしていました。

式の後には、真岡信用組合会長の塚田英一郎氏も駆けつけ、栃木県行政所士会との覚書締結について慶びの言葉を頂きました。

（業務部第３グループ）

「土地分譲による開発行為許可申請」の研修会開催

業務部第２グループでは、３月６日（金）、宇都宮文化会館において、前澤眞一会員による表題の研修会を実施致しました。

本日の研修会は、土地業務取扱名簿登載に必要な研修の４回シリーズの最終回の研修であり、毎回多数の参加者があり、今回も４０名の多数の方が参加され、開催グループとしてはうれしい限りです。

前澤会員は行政書士界ではこの道におけるスペシャリストとして知る人ぞ知る草分け的存在です。講義は豊富な経験をもとに、開発行為許可申請全般にわたって懇切丁寧にすすめられ、初心の会員も開発行為許可申請の全体像をつかめたのではないかと思います。

開発許可は都市計画法だけではなく、他の法令が複雑に関係してきますので関係してくる法令の勉強も必要になってきます。

また､開発許可には必ずといっていいでしょう、境界協定・農地転用許可・公有地売払などの別の許認可申請もからんできます。また土地の分筆、所有権移転などになりますと他士業の方の協力もお願いするようになります。

このように業務は多岐にわたり、開発行為だけで終わることはまずないと思います。

そのため業務の面からも、また報酬の面からも魅力的な業務だと思います。

土地関係を業務としたいと考えている人は、ぜひ今日の研修を踏み台にして、自分で勉強し、そして、実戦を積んでスペシャリストになることを期待します。

（業務部第２グループ　福田勝守）

平成２６年度「登録事前相談会」開催

３月４日（水）、会館会議室で「登録事前相談会」を開催しました。登録事前相談会というのは、登録資格を有している方が開業前に抱える疑問や不安に対して、先輩の行政書士が回答をすることでそれらが解消できれば、開業までの心的な準備もできるだろうということで平成２１年度から開催しており、今回で６回目になります。

今回は１３名の参加者がおり、総務部担当の田渕副会長と私で対応をしました。主な内容は営業のこと、中心とする業務のこと、他士業との業務の分担のこと、報酬の決め方のことなど、何年も業務をやっているとなかなか改めて考えないような事柄ですが、参加者の皆さんは真剣に質問をして、回答を熱心にメモに残していました。

私は特に、弁護士・司法書士・税理士・社労士など他士業の先生と上手にお付き合いをして、業務を分担するネットワークづくりについて、自らの経験を交えて説明しました。

今回の参加者の中から何名が登録するかは判りませんが、開業をすると行政書士試験には出ないようなことが沢山待ち構えているので、じっくりと準備をしてもらいたいと思います。

最近、この「登録事前相談会」が非常に参考になったと言う新入会員がおりますので、年に１回ではありますが、総務部の事業として継続していくべきものだと考えています。

（総務部　岡井正樹）

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（３月）	３名
更新申出（３月）	０名
申請取次行政書士（３月末現在）	１０１名

※新規・更新とも栃木会書式の「確認書」が必要になりました。また、新規の手続は予約制です。詳細は、会のホームページの会員専用ページのトピックスをご覧ください。

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今回は、那須支部の大森修一会員の事務所へおじゃましました。

氏　名：大森　修一（おおもり　しゅういち）
事務所：なす大森行政書士事務所
　　栃木県那須塩原市鍋掛１４７５－７１４
入会日：平成２６年４月２日

―行政書士になられたきっかけをお聞かせください。
「日頃から周囲の人に悩み事等の相談をされるようになったことがきっかけで、人の役に立ちたいと思うようになりました。そこで定年退職後に行政書士になることにしました。あと、法律を勉強したいという気持ちもありました」

―これからやってみたい業務を教えてください。
「相続、遺言等です。現在、相続の業務を受任しています」

―ご趣味は何ですか。
「一つは、中古バイクを購入して、それをバラバラに分解したあとで、それぞれの部品を磨き、また組み立て直す、レスト（restoration）というものです。
もう一つが、あゆ釣大会に参加することです。それは釣り具メーカーが主催するもので、年に３、４回開催されます。まず地区予選があります。あゆ釣りの勝敗は、２時間か３時間の間に釣れたあゆの数の多さで決まります。地区予選で勝利した約１０人がセミファイナルへ進みます。さらにそこで勝利するとファイナルへと進むことができるのです。そのファイナルには全国から約２０人から３０人が出場します。私は今までにそのファイナルに２回出場したことがあります。
また、そのあゆ釣りのために、ウェイトトレーニングをするようにこころがけています。というのも、あゆ釣りはときには、川の流れの速い場所で、胸の高さまで水につかりながら釣りをしなくてはならないからです。とても体力を要するのです」

―最後に一言お願いします。
「人の助けとなり、信頼される行政書士になりたいです」

―お忙しい中、お時間を頂き、ありがとうございました。大森会員のさらなるご活躍をお祈りしています。

（那須支局長　オブライエン奈美）

交差点

（一社）コスモス成年後見サポートセンター栃木県支部主催
市民公開講座開催される

（一社）コスモス成年後見サポートセンター栃木県支部主催の「遺言・相続・成年後見」公開講座が、３月２２日（日）小山市立生涯学習センター（ロブレ）にて開催された。大橋勝典会員、松本充央会員が講師を務め、１５名の参加者があった。講座後、無料相談にも希望者があった。これから県内を公開講座で巡回する予定である。

（（一社）コスモス成年後見サポートセンター
栃木県支部　手塚理恵）

支局かわら版

久保記念観光文化交流館

芳賀支部

昨年１０月にオープンした「久保記念観光文化交流館」は、久保記念館、観光まちづくりセンター、美術品展示館、観光物産館やレストランなど５つの建物からなる真岡市の観光と文化の拠点施設です。この施設は、真岡市ゆかりの美術評論家「久保貞次郎氏」の邸宅、明治から大正時代の貴重な歴史的建造物が残る「旧久保邸」を整備して造られました。

「久保記念館」は、明治４０年建築で「日本銀行宇都宮代理店真岡出張所真岡支金庫」として使われていた建物を利用したものだそうです。１階は観光案内所・観光サロンなどになっていて、立派な一枚板のカウンターや箪笥階段など、内装や家具も当時のものが残されています。２階は、久保貞次郎氏の残した書簡、写真、原稿などの貴重な資料が展示され、氏の人物像やその幅広い活動内容を紹介しています。

「観光まちづくりセンター」は、明治１２年に建てられたなまこ壁土蔵を改修した建物で、現在は観光まちづくり団体の拠点として使われています。特に、２階の天井部分に見える梁は一見の価値があります。

「美術品展示館」は、大正１２年に建てられた大谷石の米蔵を、昭和３２年に久保貞次郎がアトリエとして改修したもので、「久保アトリエ」と呼ばれ、久保氏と親交の深かった池田満寿夫、瑛九、など、戦後を代表する多くの画家たちが集っていたそうです。

「観光物産館」は、市の特産品、名産品を中心に展示販売する他、観光物産館限定オリジナルの販売もしています。

また、近隣施設に「真岡木綿会館」があり、こちらでは、真岡木綿の機織りや糸紡ぎの様子が見学できるほか、機織り体験や染色体験ができます。

久保記念観光文化交流館

開館時間　午前９時～午後６時
休館日　火曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始
入館料　　無料

真岡木綿会館

開館時間　午前９時～午後５時
休館日　　火曜日（祝日の場合は翌日）
入館料　　無料

（支局長　永山松生）

交差点

第２６回全国女性行政書士交流会開催のお知らせ

日　　時　平成２７年７月１２日（日）～１３日（月）
場　　所　ハイアットリージェンシー東京
　　（東京都新宿区西新宿２－７－２）
締切期限　平成２７年４月３０日（木）

※詳細は日本行政４月号Ｐ２１の案内をご覧下さい。

支 局 情 報

【那　須】

無料相談会の実施

３月７日（土）午前１０時から午後３時まで、大田原市にある大田原西地区公民館において、無料相談会が実施された。参加会員は８名で、相談件数は６件であった。

相談内容は全て相続に関するもので、そのうち１件は相続と後見に関するものであった。

相続人に障がいがあるため、成年後見人を選任してもらう必要がある事案の相談であったり、相続の対象となる土地が共有となっていて、相続開始前に単独所有にしたいが、どのようにしたら良いのかといった相談があった。

相続に関する相談内容は、多岐にわたるものが多いため、その相談に応えるためには、幅広い知識が求められる。そういった知識を得ることに関しては、常に貪欲でありたいものだ。

（支局長　オブライエン奈美）

KOMOREBI

木もれび

私は、この世に生を受けて７０有余年他の地域で生活をしたことのない「井の中の蛙」であります。

役所を定年退職してから、現役時代に得た知識を活かし地域社会に少しでも貢献したいと思い「行政書士事務所」を開設し、早いものでいつの間にか１３回目の春を迎えることができました。

私の故郷・そして、活動の本拠地は日光市小林で日光市の東端に位置し緑豊かな純農村地帯です。

２０数年前までは、近くに「スーパー」や「ガソリンスタンド」等日常生活に欠くことのできない店舗もありましたが現在は、自宅から１５～６ｋｍ離れたところにしかありません。

定期バスは、朝・夕を中心に１日数本運行している状況で生活に便利な住環境とは言えないところです。

私はこのような地域の中で生活をしておりますが、日々の生活に不自由を感じたことはありません。それは、東照公（徳川家康）御遺訓・・・人の一生は重荷を負いて遠き道を行くが如し　急ぐべからず　不自由を常と思へば不足なし・・・の心境なのかもしれません。

この本拠地で十有余年　相続・農地転用等の行政書士業務ができたのは身近に信頼できる知人・友人等の指導の賜と感謝している昨今であります。

さて、最近歳をとったせいなのでしょうか・・・地域の状況をみますと気がかりなことがあります。

それは、平均寿命の伸びや出生率の低下により少子高齢化が急速に進んでいることです。

厚生労働省の人口動態統計によると現在４人に１人が６５歳以上（高齢化率　２５％）でこのままの状態で少子高齢化が進むと社会を支える役割の中心的な「働き手」が減少するなど２１世紀の大きな課題となっています。

私の集落（自治会）の状況は、世帯数は７２世帯ありますが、このうち、独居老人等の高齢者のみの世帯は約２０％・後継者のいない世帯は約１０％高齢者と後継者が同居している世帯は約７０％となっております。

また、集落の基幹産業である農業（米作り）は、大型農機具の更新ができないこと・米価の引下げ・農業従事者の他産業への流出等により農業経営が困難のため農家戸数の９０％強が離農して専業農家は約５％の４世帯しかありません。

このような集落の現状が引き続くと数十年後には自治機能の存続に支障のでることが予想されます。

政府は、平成２７年度から、地方創生・地方において、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む「好循環」を確立することで「まち」に活力を取り戻すための「自立を支援する施策」や「将来の夢を持つ前向きな施策」等を行うとしています。

これら地方創生の施策が適正に実施され、現在の少子高齢化社会が少しでも解消し、次代を担う子供たちが２０年、３０年後に社会を支える役割の中心的な「働き手」となったとき、安心して生活を営み、子供を産み育てられる社会環境となるよう願っております。

（日光支局長　　手塚志郎）

栃木県行政書士会カレンダー（５月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
7	木	足利支市民相談室　行政書類（遺言など） （於：足利市役所１階市民相談室）	13:00~16:00	足利支部
8	金	編集会議	13:00~	広報部
		行政評価事務所相談会	13:00~	制度推進部
9	土	成年後見研修会（コスモス県支部主催）	9:30~17:00	コスモス成年後見
11	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00~15:00	宇都宮支部
13	水	ＴＩＡ相談会	10:00~	業務第４グループ
		外国人在留資格相談室（於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00~16:00	足利支部
14	木	総務部会	13:30~	総務部
18	月	宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00~17:00	宇都宮支部
20	水	三役・総務部合同会議	10:00~	
		議長団との打合せ	13:30~	
		ＫＩＦＡ相談会	10:00~	業務第４グループ
		行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付・先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00~12:00	小山支部
22	金	定期総会･定期大会･懇親会（於：ホテル東日本宇都宮）	10:00~	
23	土	成年後見研修会（コスモス県支部主催）	9:30~17:00	コスモス成年後見
24	日	市民プラザ無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00~16:00	宇都宮支部
27	水	行政書士専門相談 （於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室）	10:00~12:00	小山支部
28	木	行政書士専門相談（於：下野市ゆうゆう館　会議室２） ※要事前予約（定員４名　予約先：行政書士会小山支部 髙山久 0285-53-1672）	10:00~12:00	小山支部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題	備考
1377	H27.3.3	自動車保有関係手続きのワンストップサービス申請に係る「まとめ払い」・「一括利用」・「ダイレクト方式電子納付」の新規利用及び更新を希望する会員の取りまとめについて（お願い）	
1378	H27.3.6	「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について	
1385	H27.3.6	「改正入管法研修会」の開催について	
1386	H27.3.6	マイナンバー（社会保障・税番号）制度の周知・広報への協力依頼について	
1406	H27.3.12	「行政書士法改正履歴表」の送付について	
1422	H27.3.12	「申請取次届出済者」データの提出等について（お願い）	

1432	H27.3.12	種苗法施行規則の一部を改正する省令及び平成20年農林水産省告示第534号（種苗法第2条第7項の規定に基づく重要な形質を定める件）の一部を改正する告示の施行について	
1433	H27.3.12	中小企業庁による平成26年度補正予算に係る専門家派遣事業（補助金申請サポート事業）の開始及び派遣専門家の登録申請について（周知依頼）	
1437	H27.3.12	外国語パンフレットの日行連ホームページへの掲載について（ご連絡）	
1458	H27.3.23	理事会議事録の送付について	
1480	H27.3.26	建設業許可事務の運用の変更について	
1469	H27.3.30	「行政書士関係法令先例総覧CD-ROM」の送付について	
2500	H27.3.30	直轄道路の地方への移管について～約208kmを地方へ移管～	

「栃木県開発許可事務の手引（平成27年４月）」の発行について
～県土整備部より～

県土整備部より標記の件について案内がありました。この手引には、平成２７年３月１０日に栃木県開発許可等審査基準の一部が改正された内容等が盛り込まれています。

下記のとおり販売されております（頒布価格　１冊４３０円）ので、お知らせいたします。

取扱機関

(1) 県民プラザ　県文書学事課情報公開推進室（栃木県庁本館2階 TEL 028－623－2059）

(2) 県地方合同庁舎の生協売店

※　県地方合同庁舎の生協売店では、電話等での申込後、取り寄せに1週間程度かかるそうですので、御了承ください。

河内庁舎売店　（宇都宮市竹林町1030－2 TEL 028－626－3191）
上都賀庁舎売店（鹿沼市今宮町1664－1 TEL 0289－65－7512）
芳賀庁舎売店　（真岡市荒町5197　TEL 0285－83－6922）
下都賀庁舎売店（栃木市神田町6－6 TEL 0282－24－9822）
塩谷庁舎売店　（矢板市鹿島町20－22　TEL 0287－43－6265）
那須庁舎売店　（大田原市中央1－9－9　TEL 0287－23－4905）
南那須庁舎売店（那須烏山市中央1－6－92　TEL 0287－83－1546）
安蘇庁舎売店　（佐野市堀米町607　TEL 0283－22－4179）
足利庁舎売店　（足利市伊勢町4－19　TEL 0284－43－1430）

～事務局よりお知らせ～

栃木県より下記の手引が届きました。ご希望の方は、事務局窓口にありますので、ご自由にお持ちください（無料）。郵送ご希望の方は、会員専用ホームページのトピックスに４／２付で掲載されている申込書を事務局宛にＦＡＸして下さい。

「平成27年度版　建設業許可申請の手引」
「平成27年度版　経営規模等評価申請及び総合評定値請求の手引」

※数に限りがありますので、１会員１冊ずつとさせていただきます。品切れの際はご了承下さい。
※この手引は、栃木県のホームページからダウンロードできます。

宇都宮市開発許可の手引き、宇都宮市開発行為等審査基準及び宇都宮市開発審査会運営規程に基づく提案基準の一部改正について　～宇都宮市より～

標記の件について宇都宮市より案内がありました。

宇都宮市では，平成２７年度より次の内容について、宇都宮市開発許可の手引き、宇都宮市行為等審査基準及び宇都宮市開発審査会運営規程第４条に基づく提案基準の一部改正を行い、平成２７年４月１日より運用することになりました。

主な一部改正内容

（１）宇都宮市開発行為等審査基準

・都市計画法第３４条第１号「日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理等該当する建築物」の業種又は用途

（２）宇都宮市開発審査会運営規程第４条に基づく提案基準

・「建築部の用途変更」

・建築基準法第３９条第１項の災害危険区域等に存する建築物の移転

なお、手引きと審査基準は宇都宮市の下記ホームページから参照できます。

http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/sumai/kenchikukaihatsu/kaihatsukouikyoka/4628/index.html

開発許可基準等の改正について（通知）　～栃木県県土整備部都市計画課より～

栃木県県土整備部より、平成２７年４月１日より適用される開発許可基準等の改正について通知がありました。

改正概要は次のとおりです。

１．栃木県開発許可等審査基準

(1)法第34条第2号の観光資源の有効な利用上必要な建築物に関する基準関係（第6条の2関係）

都市計画法第34条第2号に規定する建築物のうち観光資源の有効な利用上必要な建築物について、同法第34条第1号の建築物（第6条関係）に準じて満たすべき基準を定めた。

(2) その他

①引用文献名等について、所要の改正を行った。（第20条、第26条、第29条、第30条、第31条関係）

②浸透施設を設置することができない場所について、土砂災害特別警戒区域を追加した。（第27条関係）

③都市計画法施行令の改正に伴い、所要の改正を行った。（別表第１関係）

２．栃木県開発審査会提案基準

(1)農家民宿（新設）

都市住民が余暇を利用して農村に滞在し農作業体験等の活動を行う「農村滞在型余暇活動」の拠点として、農家民宿を設置する動きが全国的に広がりを見せており、本県においても機運が高まりつつあることから、一定の要件を満たす農家民宿に限り、許可対象とすることとし、提案基準を新設するものである。

※本基準の新設に伴い、本号以下提案基準の番号が順次繰り下がる。

(2) 建築物の用途変更（改正）

建築物の用途変更を認める真にやむを得ない事由について、生計維持者の死亡等のため、生計の維持が困難等の事情により、転居を余儀なくされた場合を加えるものである。

(3) 建築基準法第39条第1項の災害危強区域等に存する建築物の移転（改正）

法律の改正に伴う所要の改正を行うものである。

３．施行日

平成２７年４月１日

その他の詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」に関連資料を掲載してあります。

建設業許可事務の運用の変更について
～国土交通省土地・建設産業局建設業課より～

標記の件につきまして、国土交通省土地・建設産業局建設業課より下記の変更点についての周知依頼がありました。

なお、下記ＵＲＬのホームページ上に「平成２７年４月１日以降の許可事務の留意点について」として、今般の運用の変更が記載されておりますので、併せてご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000192.html

記

【変更点】

１．許可申請者（法人の役員等 本人 法定代理人 法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）について

本調書は役員等の一覧表（様式第一号別紙一）に記載された者全員について作成することとされているが、「顧問」及び「相談役」については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を求めないこととする。

２．登記事項証明書等（規則第４条第１項第５号及び第６号）について

「顧問」及び「相談役」については、「登記事項証明書」及び「市町村の長の証明書」の提出を求めないこととする。

３．役員等の欠格要件の該当性の判断について（許可事務ガイドライン【第８条関係】３.）

「顧問」及び「相談役」について、従来の「役員」と同様に扱うこととしているが、欠格要件に該当した場合、その者が法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者か否かを個別に判断する。

平成２７地価公示結果に係る資料について
～栃木県総合政策部地域振興課より～

標記の件について栃木県総合政策部地域振興課より案内がありました。

この資料は、栃木県のホームページから印刷可能です。（下記ＵＲＬ参照）

［栃木県ホームページ　地下公示結果］

http://www.pref.tochigi.lg.jp/a03/town/tochi/chika/kouji.html

～業務部よりお知らせ～

会員の皆様にご協力いただきました平成２６年度報酬額統計調査の結果について、４月中旬頃会員専用ホームページに掲載いたしますので、ご活用下さい。

外国語パンフレットの日行連ホームページへの掲載について（ご連絡）
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。日行連ホームページ内「会員ページ」に掲載されています。詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

種苗法施行規則の一部を改正する省令及び平成 20 年農林水産省告示第 534 号（種苗法第２条第７項の規定に基づく重要な形質を定める件）の一部を改正する告示の施行について　～日行連より～

日行連より、標記の件について、周知依頼がありました。
詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

中小企業庁による平成 26 年度補正予算に係る専門家派遣事業の開始及び派遣専門家の登録申請について　～日行連より～

日行連より、標記の件について、周知依頼がありました。
詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

財務経理部からのお知らせ

４月は会費の納入月です。口座引落しの方は残高不足にご注意下さい。
なお、会費については４月末日までに４月～６月分までの会費を納めることとなっております。（当会会則第 20 条第３項）
皆様の御協力をお願い致します。

引落し日

今回は、口座引き落としの方全員　　４月 27 日（月）となります。

栃木県行政書士会会則
第 20 条第３項　会費は、３か月を１期とし、４期に分納するものとし、当初月末までに納入しなければならない。

納入期日（今回は第１期分に該当します。）

第１期分（４月～６月）	**→**	**４月末日**
第２期分（７月～９月）	**→**	**７月末日**
第３期分（１０月～１２月）	**→**	**１０月末日**
第４期分（１月～３月）	**→**	**１月末日**

広　告

建設業総合支援システム

経審太助Ｖ２０１５のご紹介！！

経営事項審査の基準が改正され平成２７年４月１日に施行されます。

「経審太助Ｖ２０１５」の紹介

＜充実の３大機能＞

評点計算

●評点計算

●評価アップ
シミュレーション

申請書類作成

●許可申請
●決算変更届
●経営状況分析
●経営事項審査

建設業法様式
財務諸表作成

●一般の財務諸表から自動変換（科目名）して作成

（平成２７年３月提供開始）

お問い合わせは、株式会社ネットコア　担当：金藤・眞藤
TEL028-649-0111　FAX028-649-0303

特典

・ソフトの操作指導や評点アップシミュレーションの操作講習会に無料招待
・７月末までにお申込みの場合、栃木県行政書士会会員特別価格にて提供。

価格：~~162,000(税込)~~→129,600(税込)

必要事項をご記入の上、ＦＡＸにて申し込みください。

経審太助　V2015 申込書　　**FAX 028-649-0303**

お申込日	平成　　年　　月　　日		
事務所名		ご担当名	
ご 住 所	〒		
Ｔ Ｅ Ｌ	（　　）	Ｆ Ａ Ｘ	（　　）
申込内容	建設業総合支援システム　　経審太助Ｖ２０１５Ａシステム　□￥１２９，６００（税込）		

【個人情報の取り扱いについて】
ご記入頂いた個人情報は、今後お客様への①経営状況分析業務及び法改正等のご案内、②各種セミナーのご案内、③弊社取扱商品・サービスに関するご案内等のサービス向上のために使用させて頂きます。なお、弊社の「個人情報の取り扱い」に関しましては、弊社ホームページ(http://www.netcore.co.jp)をご覧ください
＊上記個人情報の取り扱いに同意頂ける場合には、必要事項をご記入の上、FAX(028-649-0303)にてお申し込みください。

～総務部より～

職務上請求書の販売に関するお知らせ

日本行政書士会連合会の移転に伴う電話番号の変更があったため、昨年１０月号の会報等に"職務上請求書使用の際は、用紙下部の日行連旧電話番号を二重線で消し、訂正印を押印して、余白に日行連新電話番号を追記して使用"するお願いを掲載しました。

会員の皆様にはご不便をお掛けいたしましたが、新電話番号に改訂された職務上請求書が入荷されましたので、本年４月１日より販売を開始しております。

なお、旧電話番号の職務上請求書の在庫が多くありますので、訂正をする手間がかかることを考慮し、価格を見直してこちらも平行して販売を継続します。

ご購入の際には、いずれかをご指定の上お申込みくださいますようお願い致します。

「職務上請求書の価格について」（平成２７年４月より）

Ａ．通常版＝８００円／１冊（現行価格と同じ）
（日行連新電話番号記載で、訂正する手間がないもの）

Ｂ．廉価版＝５００円／１冊（３００円引き）
（日行連旧電話番号のままで、一枚一枚訂正する必要があるもの）

※郵送での購入の際、特に指定の無い方には通常版を販売致します。

平成２７年度「栃木県行政書士会定期総会」「栃木県行政書士政治連盟定期大会」開催のお知らせ

日　時：平成２７年５月２２日（金）
午前１０：００～　定期総会（昼食有）
午後　４：００～　定期大会
午後　５：１５～　懇親会

場　所：「ホテル東日本宇都宮」
宇都宮市上大曽町 492-1（TEL 028-643-5555）

※開催通知、資料、出欠回答はがき等は 4/30 頃に発送予定です。

日行連 中央研修所の研修サイトをご存知ですか？

日行連ホームページのトップページに右図のような「日本行政書士会連合会　中央研修所　研修サイト」のバナーが表示されており、バナーをクリックすると、日行連が会員向けに設置している研修サイトが開きます。

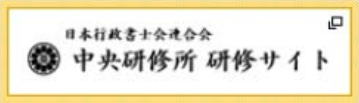

研修サイトをご覧になるには、この研修サイトのトップページから、各自で ID とパスワードの申し込みが必要となります。

ID とパスワードの取得後、研修サイトにログインしますと、各種講座（有料・無料どちらもあり）を受講することができます。この講座の中には、特定行政書士の事前研修（任意）にもなる講座も公開されておりますので、ぜひご活用下さい。

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 27 年 3 月 31 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	宇都宮 西川　育美	H27.3.1	321-0136	行政書士西川西事務所 宇都宮市みどり野町 18-25	028-680-6009	
	宇都宮 藤沼　哲史	H27.3.1	320-0821	藤沼行政書士事務所 宇都宮市一条 3-2-31	028-634-9859	

【退　会】

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
那　須	豊田　充悦	H27.3.16	廃業	栃　木	森田　　操	H27.3.31	廃業
那　須	内田　之万	H27.3.31	廃業	塩　那	渡辺日出夫	H27.3.31	廃業
鹿　沼	野澤佐江子	H27.3.31	廃業				

特定行政書士法定研修について

昨年の「行政書士法の一部を改正する法律」（平成 26 年 6 月 27 日・法律第 89 号）の成立に伴い、今年度より特定行政書士法定研修が始まります。

現時点で予定されている大まかなスケジュールとしては、下記のとおりです。

・４月～　　任意研修≪ビデオ・オン・デマンド研修≫　・・・　各自任意の日時、場所で受講
・５月　　義務研修≪講義・考査≫申し込み
・７月～８月　義務研修≪講義≫　・・・　指定の日時・場所（栃木県内）で集合受講
・１０月４日　義務研修≪考査≫　・・・　指定の日時・場所（栃木県内）で一斉受験

※予定は、変更になる可能性もあります。

講義内容、申し込み方法、受講料等の詳細につきましては、日行連より会員各位に送付される『日本行政』に随時掲載される予定です。

必要に応じて、当会の会員専用ＨＰのトピックスにも情報を掲載していきます。

＊任意研修（ビデオ・オン・デマンド研修）をお考えの方は、前頁の「**日行連 中央研修所の研修サイトをご存知ですか？**」の記事をご覧下さい。

広報部より

広報部では現在、ホームページのリニューアル作業を行っております。定期総会に何とか間に合えばよいのですが・・・楽しみにしていてください。

また、昨年も言いましたが、行政書士とちぎの記事で新企画を検討しているのですが、なかなか決定しません。私は、「おじゃまします」をリニューアルするのがいいのではないかと思います。

（広報部　服部一人）

行政書士とちぎ４月号 №460

発行人　栃木県行政書士会　会長　須永 威
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政書士とちぎ 2015.4
平成27年4月15日発行　第460号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

あなたの街の法律家 行政書士

行政書士は許認可・登録申請・遺言や相続、色々な契約・届出などの相談から書類作成までサポートします。

モデル・女優/鈴木 ちなみ

相続　遺言　成年後見　契約書　許認可

行政書士相談センター 028-638-0919（丸くいく）
電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）

栃木県行政書士会

©高井研一郎
マスコットキャラクター
アドちゃん